

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時七分開議

○鳩山委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、まち・ひと・しごと創生法案及び地域再生法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房地域活性化統合事務局長内田要君、内閣官房地域活性化統合事務局次長麦島健志君、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局長代理山崎史郎君、金融庁総務企画局審議官西田直樹君、総務省自治財政局長佐藤文俊君、厚生労働省大臣官房審議官菅谷秀信君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官井上宏司君、経済産業省大臣官房商務流通保安審議官寺澤達也君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、中小企業庁長官北川慎介君、国土

交通省大臣官房審議官田村計君の出席を求め、説明を聴取したいたしと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鳩山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鳩山委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。宮腰光寛君。

○宮腰委員 おはようございます。自由民主党の宮腰光寛でございます。

きょうは、本委員会の質問のトップバッターを務めさせていただきます。

人口減少問題、東京圏への一極集中問題、あるいは地方再生の問題など、今まで繰り返し取り上げられてきた問題でありますけれども、これらの課題は、いまだに国の基本的な構造問題となっている大きなものばかりであります。

きのうの本会議の質疑で、新藤筆頭の方から、安倍総理から二法案を提出するに当たっての熱い思いをお聞きになりました。私からも、全国をくまなく回っておいになる石破担当大臣から、地方創生にかける熱い思いをまずお伺いしておきたいと思っております。

○石破国務大臣

委員御指摘のように、地方をどうするかというお話はずっと前からあることだと思います。だから、古くは、古くはというのか、田中角栄先生が、昭和四十七年の六月だったと思いますが、「日本列島改造論」という本を出されて

大ベストセラーになった。それから、大平内閣の田園都市構想というのがあり、竹下内閣のふるさと創生というのがあり、我々も選挙のたびに地方の活性化ということをずっと訴えてきたのだけれども、今どうなっているかというと、北海道から九州、沖縄、沖縄はちよつと事情が違うのかもしれないませんが、至るまで、全く同じことが起こっていないだろうか。

昭和三十年代、四十年代のように、駅前是非常にぎやかであった、商店街はにぎやかであった、そしてあちらこちらに自動車メーカーとか電機メーカーの工場が立地をし、農山漁村も豊かであり、そしてまた観光客もいっぱい来ていたというのが、委員の富山であっても、私の鳥取であっても、昭和三十年代、四十年代の景色ではなかったかと思っております。

ところが、今、日本全国で同じことが起こっているというのは、駅前が寂れ、商店街はシャッター通りになり、耕作放棄地が続出し、漁村、山村はどんどんと疲弊をし、地方の工場というのは、どんどん撤退ということが同じように起こっている。というのは、一体これは何なんだと。

多分、日本国を取り巻く状況が全く変わってきたにもかかわらず、いろいろなことを唱えているのだけれども、政策がそれに適合していないのではないのか、時代に合っていないのではないのかということだと思います。

ですから、グローバル化というのが進みましたということをよく念頭に置いて制度や法律や組織というものを見直していかないと、地方の創生と

いうのはあり得ない、従来の延長線上の政策をやっておっては地方創生というのにはあり得ないということだと思っております。

農業も漁業も林業もそうなのであって、委員と一緒にいろいろな第一次産業の政策をやってきましたが、本当にその政策でいいのだろうかということが根本的に問われておって、そういう仕組み自体を改めていかないと、地方創生というのはない。そのときに、東京対地方とか大都市対地方とか、そういうような設定をすると多分誤るのであって、両方が今のままいくと、地方も衰退し、やがて東京も衰退するという、時間的な差こそあれ、それは結局日本全体の衰退につながっていくという意識のもとで、法律も制度も組織も根本から見直すということが必要なことだというふうに認識をしております。

地方創生というのは、言いかえれば、日本創生というふうに置きかえてもいい。この国の未来をどうするかということが問われておる極めて重大なテーマだと認識をいたしております。

○宮腰委員 大臣がおっしゃるとおり、日本列島改造論、その前からの数次にわたる全国総合開発計画、さらには田園都市構想、ふるさと創生と、いろいろ、それぞれの時代に応じた政策のつもりでやってきたわけでありませうけれども、大臣が今おっしゃったように、政策が時代に合っていないか、たのではないか、根本的に今それが問われているという御認識、私もまさにそのとおりだと思います。

これまでの政策をしつかりと検証した上で地方

創生に取り組んでいく必要がありますけれども、今回は今までと何が違い、何が新しいというふうに考えておいでになるのか、大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○石破国務大臣 私は、今委員が御指摘の竹下内閣において行われたふるさと創生というのは、極めて意義のあるものだったと思っております。私のはあのころ当選一回でしたが、竹下登総理から、これをばらまきと言う人もいる、しかし、大事なのは、みずから考え、みずから行うということが大事なのだということを私は何度か竹下総理御本人から聞いた覚えがございます。

今回、今までと何が違うかといえば、主役は市町村なのであるということでございます。国からの押しつけとかそういうことをやるつもりは全くありませんで、今回の地方創生を行うに当たりましては、まず地方の意見を聞きましようよということでありませう。

そして、地方においていろいろな政策をやる場合に、それがどういう効果を発現するのかということをごきちんとおっしゃっていただきたいと思っております。そして、それに合うものを国としては用意いたします。そして、それを行なった結果として何がどのようになったのかという効果の検証も、きちんとして地方にやっていただくということでありませう。

あくまで主役は地方であり、我々国としては、地方が最も使い勝手のいいものを御用意するということであって、上から目線ということは一切いたしません。

しかし、それと同時に、地方においても、計画をきちんとして、そして効果をきちんとして検証し、地方における民主主義、つまり、市長さんが何かやってくれるとか、町長さんが何かやってくれるとか、そういうお話ではありません。地域の住民がきちんと思えるということが重要なのだというふうに考えております。

ですから、今回、今までと何が違うかと問われれば、それは、基礎自治体である市町村があくまで主役であるということでございます。市町村が使い勝手のいいものを、我々は、政策であれ人員であれ用意いたします。しかしながら、その検証も地域でやっていただくということであって、私は、これをやるに当たって、竹下さんが言っていた、みずから考え、みずから行うというのはこういうことなのだというふうに認識をいたしておるところでございます。

○宮腰委員 次に、地方創生の哲学についてお伺いをいたしたいと思います。

これもきのうの本会議でもいろいろなやりとりがあつたところであります。全ての人の人生にあまねく意味があり、全ての国土にあまねく存在意味がある。国民の誰一人見捨てないわけにはいかない。どの土地も生かさなないわけにはいかない。地方の中核拠点都市だけではなく、中山間地域や離島などの条件不利地域においてもしっかりと目配りしていく必要があると思っております。

さきの通常国会で成立した日本型直接支払法では、農山漁村は、国土の保全、水源の涵養、地域の伝統文化の維持、継承などの多面的機能を有

している、それは都市住民を含めた国民全体に恵沢をもたらしているものであるというふうな基本理念にうたっております。

一方、日本創成会議人口減少問題検討分科会が取りまとめたストッブ少子化・地方元気戦略では、若者に魅力のある地域拠点都市に投資と施策を集中するというところに焦点が置かれております。これが仮にこれまでどおりの選択と集中の論理であるとするれば、条件不利地域が政策の対象から外れ、東京一極集中の地方版になるのではないかとこの懸念や不安が地方から出てきております。

この懸念や不安に対し、政府として正面から向き合う必要があると思います。もちろん、まち・ひと・しごと創生法案の第二条「基本理念」の中には、選択と集中という文言が書かれておりません。法案の中身とストッブ少子化・地方元気戦略の中身とは違っていると私は思っております。

今回の地方創生は、選択と集中の論理でいくのか、そうではなく、中山間地域や離島などの条件不利地域も視野に入れた新たな哲学でいくのか、大臣から御見解を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 財政が厳しい中であって、どの地域も同じようにというわけにはまいりません。財政が潤沢であった時代と財政が厳しい時代にあつては、それはおのずと政策のつくり方も異なってくるべきだと思っております。

と言うと、では、条件不利地域はどうしてくれるんだ、中山間地や離島はどうしてくれるんだという話ですが、例えて言えば、徳島県神山町などというところは、もう人口が物すごく減少して、

高齢化が進んでという地域であります、そこにおいて、光ファイバーが張りめぐらされていて、その高速度、優位性を生かして多くの企業が立地をしているというところがございます。

では、条件不利地域ならすなわちだめかといえ、ば、そういうお話にはならないであろう。

何も、優良事例だけ挙げて、それを全てのように申し上げるつもりはありませんが、これもよく取り上げられる、島根県の隠岐の島にある海士町というところが、大勢の若い人たちがやってくるようになった。高等学校におきましては、今まで一クラスであったものが複数になったということで、条件不利地域においてどのようにその地域を活性化していくかということは、条件不利地域だからだめだということではない、あるいは、仕事がないから人がいなくなるということではなくて、仕事をつくり地方に行くという、いわゆる起業というものの芽が随分と出てきたと思っております。

ですから、選択と集中の論理をとるものではないと思いますが、条件不利地域と言われるところは、本当に全て産業政策や社会政策だけではだめなのかといえ、そこにおいて起業あるいは教育のあり方というものを見直すことによつて、そういう条件不利地域であればこそ活性化していくということがあるのではないだろうかというふうな考えをしております。

ですから、選択と集中かそれ以外かという二極対立の概念をとるつもりはございません。そして、国土保全という観点からも、いわゆる

条件不利地域が極めて重要な役割を果たしております。

しかし、それは全て社会政策で見るとか、そういうお話ではない。そこにおいていかにして、まち・ひと・しごとと申しますが、やはり一番大事なのは仕事なのだと思います。条件不利地域にどうやって仕事をつくるかということが最も重要なのでありまして、従来と考え方を転換していきながら、選択と集中かそれ以外かというふうな、そういう画一的な価値判断で物事を決めようとは考えておりません。

○宮腰委員 私も、選択、集中という考え方、効率のみ重視というのは、これは日本の国土政策あるいは社会政策に合わないのではないかとこのふうな考えております。地域政策と産業政策をそれぞれの地域に合った形でしっかりと組み合わせていくというのが原点ではないかというふうには私に考えているわけがあります。

具体的にお聞きをしたいと思います。総理の所信演説で具体例として取り上げられている、鳥取・大山の水、それから島根県、今お話があつた隠岐の海士町、根室のサンマ、これらは地域に根差した、地方創生のいい努力例であります。

具体例として、まずは小泉政務官にお聞きしたいと思ひます。

沖縄本島から三百七十キロ東にある南大東島、人口約千四百人、サトウキビ生産が基幹産業の島であります。小泉政務官は昨年、この島を訪問されております。島の製糖工場の煙突には、サトウ

キビは島を守り、島は国を守ると大書してあります。ことしも台風十号、十八号、十九号と、三度大きな被害に見舞われました。

子供たちは、島に高校がありませんので、島の中学校を卒業した後、ほとんど親元を離れ、沖縄本島の高校に進学をいたします。非常に厳しい十五の春であります。出生率も高い島であります。中学生、三線と歌のボロジノ娘、演奏を聞かれたことがあるかもしれません。それから、中学生のエイサーの演奏、極めてレベルが高いものがあります。

この国境の島を守るために、島民の皆さんは本当によく頑張っておいでになります。北にある北大東島も全く同様であります。

小泉政務官は、南大東島を訪問された後、TPP交渉参加は賛成であるが、それでも守るべき大切なものがあることがわかったとおっしゃっておいでになりました。政務官は、その後も日本各地の離島を熱心に回られ、もちろん、震災被災地にも頻繁に足を運んでおいでになります。

このたび地方創生担当となられたわけでありませけれども、改めて、南大東島を初め離島を回られての印象、取り組むべき課題について、小泉政務官から御見解を伺いたいと思います。

○小泉大臣政務官 宮腰先生ほどの離島を回っている国会議員はほかにいないと思いますので、私が離島について語るのは大変おこがましいと思いますが、先生御指摘のとおり、昨年の三月の九日に南大東島に伺いました。

あのときは、TPP交渉参加に向けて大変大き

な議論もありまして、特にサトウキビ、それが基幹産業となっている島ですから、島民の皆さん初め行政、村長、本当に大きな不安をお持ちでした。そんな中、現場を見ずして語ることはできないだろうという思いで島に伺いましたが、一言で言えば、島の魅力に改めて感動しました。

あの島は、もちろんサトウキビですが、そのサトウキビでさまざまなものをつくっています。例えば、一つはお酒のラムですね。このラム酒も、私はモヒートが大好きなので、そのラム酒を買って自分でつくりましたけれども、独特の、そのラムは今までにない味わいを私に味わわせてくれました。

また、同時に、忘れられない思い出は、そのとき島民の方とお話をしたときに、小泉さん、この島に住んでいる子供たちの夢が何かわかりますかと言われました。そしたら、お答えは、映画館でポップコーンを食べながら映画を見ることです。なぜかわかりますか、島には映画館がないんです。テレビを見ていて、よくポップコーンを食べながら映画を見ているシーンをみると、いつかあれをやってみたい、そういう子供たちの思いをかなえるために、私たち親は、片道何時間もかけて、またお金もかけて那覇まで行って、映画を見て、それで帰ってくるんです、そういう状況なのをよくわかっていただきたいと思います。そのお話は、今でも忘れることができません。

そのように、島の、島にしかない魅力、これを日本全国私も離島を見る中で、例えば、愛知県の日間賀島では、観光業者と水産業者が組んで、夕

コとフグの島ということで、年間通じた観光客の誘致、産業の振興、非常に頑張っています。

また、人のつながりというのも私は島の魅力だと思います。

去年私が行った三重県にある答志島という島では、日本で唯一、年ごろの十五歳ぐらいの地元の子供たちが、自分の家ではない、血のつながりのない家を寝屋親としてつながりを持って、兄弟以上の、時には親以上のつながりを持つという制度が今でも答志島では続いています。そういった人のつながりというの島の特徴なのかな、私はそういうふうにとらえています。

一方で、島の課題としては、やはり、一つは交通アクセス、これは大変大きなものがあると思います。最近の燃料費の高騰、そして、宮腰先生おっしゃったような、自然、また災害にも大変影響される、そういった環境も一つの課題だと思えます。そういったものを乗り越えながら、どうやって地方創生の中で離島を盛り上げていくか。

今、来月島根県の海士町に実際に伺うことも調整中ではありますが、これからも現場を見て、その海士町のように、島留学をつながら、特色を出しながら盛り上げているところも、地域から学ぶ、地方から学ぶというスタンスで、これから、離島も含め何が政府としてとるべき対策か、しっかりと検討してまいりたいと思います。

○宮腰委員 今ほど御答弁にありました、島留学の海士町のことについて伺いたいと思います。

この海士町、山内町長を中心にした取り組みで、島おこし、あるいはＩターンの若者が多いことで

よく知られるようになりまし。島の名前は中ノ島といひまして、後鳥羽上皇の流刑地としても有名な、隠岐・島前の入り口の島であります。新しい冷凍技術、CAS 冷凍技術を使った水産物とか潮風ファームの隠岐牛を東京に出荷をし、大変高い評価をもらっておいでになります。

二年前の離島振興法の改正、それと同時にいたしました高校教育標準法の改正、この二つの改正によりまして、専科教員の加配に特別交付税措置が新たに講じられるということになりました。その結果、専科教員の大幅増員が実現することになりました。本土側からも海士町の島前高校に島留学、生徒が集まるようになりまして、以前は学年一クラスであったものが、今は三年年とも二クラスになっております。生徒数も大幅にふえました。そのほかに、離島振興法改正で、新たに離島活性化交付金が制度化をされまして、本土からの生徒に本土と結ぶフェリーの運賃や寮費を支援したことも効果を発揮いたしました。一過性の予算措置ではなくて、法的な裏づけのある、継続的な対策が求められると思います。

今回、まち・ひと・しごと創生法案や地域再生法改正案が成立をいたしましたも、来年以降も、地方創生に関する既存の法律を精査した上で、ネットワークになっているものがあれば、きめ細かな法改正を行う必要があると思います。いわば束ね法であります。

地方創生に係る各種法制度の見直しにつきまして、今後どのように取り組んでいかれるのか、大臣からお伺いしたいと思ひます。

○石破国務大臣 委員御指摘のとおりで、一過性のものでなくても仕方がないということでございます。ですから、法律というものの、つまり地方活性化のための法律というものをもう一度全部洗い直してみたいと思ひております。

私が農林水産大臣のときに、農村工業導入法という法律がどのような効果を発揮し、そして、それは今どうなっているのとお話を聞いたことがありますが、農村工業導入法というものも、時代がこのように変わってきたとするならば、見直す必要がひよつとしたらあるのかもしれない。

いろいろな制度というものを全部見直して今の時代に合ったようにしていかなければならないということであつて、これは私、きのうの国会答弁でも申し上げましたが、この地方創生というのは魔法みたいに、一年でぱつと地方が創生するということとはあり得ないことなのであります。人口構成まで考えますと、多分、四十年、五十年かかるお話だと思ひます。

それは、間違ひなくそのときに我々は生きていないわけですが、地方が本当に創生をし、日本というものが、一番高齢化では世界の最先端を走っているわけですね、でも、日本のモデルというのがやがて世界のモデルになっていくということであつて、我々がこの制度を見直すことによつて新しい力強い日本をつくっていくということは、必ず世界に大きく貢献するものだと考えております。

ですから、委員御指摘のように、法律、制度、そういうものを今の時代に合うように積極的に改

めていきたいというふうを考えておりまして、どうか関連な御提案を賜りたいと思ひております。
○宮腰委員 次に、中川農林水産大臣政務官にお伺いをいたします。総理の所信演説にありました根室のサンマについてであります。

昨年九月、農水委員会の委員派遣でベトナムに参りました。その際に、現地のスーパーで根室のサンマが並んでいる売り場を見てまいりました。すぐ隣にはほかの国のサンマも並んでおりましたけれども、形も鮮度も、根室のサンマとはとても比較にならないほど貧弱な印象を受けました。本物の和牛と豪州産和牛も、仮に並べてみれば、その違いは一目瞭然ではないかと思ひます。

戦後ほぼ七十年、北方領土返還が実現していない。この問題が未解決なことによりまして長年困難な状況に置かれておりまして、人口も三万人を割り込んでしまつている根室市。特に、根室管内の漁業生産額は、二百海里問題が起きてからは、最盛期の半分にまで落ち込んでいくという状況であります。

海外のサンマ市場を本格的に開拓しようとする根室の自助努力が継続して実を結ぶようにしなければならぬと思ひますけれども、どう後押しをしていくのか、中川政務官に伺いたいと思ひます。
○中川大臣政務官 北海道根室市のサンマについてお尋ねをいただきまして、本当にありがとうございます。

根室のサンマについては、四年前の平成二十二年からベトナム向けの輸出が行われておりまして、お刺身でも食べられるような質のよさが高い評価

をいただいているものと承知をいたしております。宮腰先生を初めとする農林水産委員の皆様方にごらんいただいた、そして率直にそのような感想を持っていただいたということ、根室の漁業者また輸出関係者の皆さんはもとより、根室の地域の皆さんが、本当に励みになって喜ばれるというふうに思います。ありがとうございます。

農林水産省といたしましては、これまでも毎年、ベトナムのバイヤーを根室市にお招きする、また、ベトナム国内での商談会を開催することについて、支援を行っているところでございます。

このような取り組みは、農林漁業者の所得の向上や地域のにぎわいの創出に寄与するものでありますので、引き続き、水産物の輸出の目標、平成三十二年までに三千五百億円でありますけれども、その達成に向けて必要な支援を行うように努めてまいります。

○宮腰委員 強力な支援をお願いしたいというふうに思います。

実は、根室市は私の住む黒部市と姉妹都市であります。もうかれこれ四十回ぐらい根室市に足を運ばせていただいております。根室の地元の皆さんの顔がわかる関係。ぜひ、その頑張りをしっかりと後押ししていただきたいと思っております。

それでは、地域マネジメント法人について伺いたいと思います。

石破大臣は、農水大臣時代に、地域マネジメント法人の制度化を検討されておいでになりました。平成二十一年六月、大臣はみずから、「農政改革

の展開方向」を取りまとめられました。その中に、「地域マネジメント法人の育成」、「農山漁村の機能向上」という項目があります。

同年八月の概算要求の説明。ペーパーの見出しでは、「みんなでふるさとを元気にする仕組みを立ち上げませんか？それが「地域マネジメント法人」です。」というふうになっております。具体的な活動内容例として、「スクールバスを住民の足として使えるようにしましょう。（自治体）」

「売店、直売所や介護サービスならお任せ下さい。（NPO）」「食事を作ったり配ったりは私たちがやりますよ。（女性グループ）」「中山間直接支払いも複数集落で取り組めば高齢化が進んでも続けられます。（集落代表者）」などなどあります。要求額は、当時五十億円。

これが、政権交代後、民主党政権では、要求額は二十六億円と半減され、その半減された予算も、年末の事業仕分けで廃止判定となりました。地域マネジメント法人については、このような経緯で日の目を見なかったわけであります。

五年前に地域マネジメント法人の制度化を検討されていた石破大臣は、地方創生大臣となられた今、どのようなお考えをお持ちでしょうか。大臣、お願いいたします。

○石破国務大臣 経緯は今先生から御指摘をいただいたとおりで、私は、これを廃止しなければ、もう少し違った地域があったんじゃないかなど。当時の経緯については、また民主党の方から御教示をいただきたいと思います。

農水大臣になりましたときに、市町村合併とい

うことよって、私の選挙区でも、今は鳥取市になってしまいましたが、前は佐治村といっていた村があったんですね。人口三千人ぐらいのちっちゃな村でしたが、そこには村長さんがいて、村役場があつて、職員がいて、村会議員が十人ぐらいいてということ、そこで何が起きているのかということが県庁にも国にもすぐに伝わるということになっておったわけです。それが、平成の大合併によつて鳥取市佐治町ということになり、役場もなくなり、村長さんもなくなり、村会議員もいなくなり、今や鳥取市会議員が一人も出せないというようなことになりました。

私は町村合併をもとに戻せということを言うつもりはありませんが、そういうどこで何が起きているかよくわからないというような状況になってくると、結局、その地域の雇用でありますとか産業でありますとか、誰がそこをマネジメントするのということに思えなければいけない。

そのときに残っている資源というのは何だろうかという、これは社会的インフラというのか、何なんだろうかと考えたときに、一つはJAなんですよ。一人は万人のために、万人は一人のためにというのはまさしく協同組合の理念なのであつて、そこにおいて、JAでありますとか郵便局でありますとか、あるいは土地改良でありますとか社会福祉協議会でありますとか、そういう残っている資源で地域をマネジメントするというのを考えていかないと、まさしく地域の切り捨てになるのではないだろうかということを考えたわけでございます。

地域マネジメント法人というものをつくって、そういうところに暮らす人々の暮らしであるとか雇用であるとか、そういうものをきちんと見ていかねばならない、その思いは今も変わっておりません。

そのように言いますと、では、JA がやると言うけれども、それは総合農協をどうするつもりだということをお話になさるわけです、だとするならば、総合農協というのは日本独特の形態でございますから、産業組合としての農協と地域組合としての農協というものをどのように考えるべきなのかということ、また党においても御議論をいただきたいことだということに思っております。

いずれにいたしましても、地域をマネジメントする組織というものをつくっていきまないと、地方はどんどん疲弊するままになってしまいますので、どうか、この委員会の御議論を通じて、地域をマネジメントする組織というものはいかにあるべきかということについて委員からも御提言を賜りたいと思っております。この考えは私は今も変わっておりませんし、西川農林水産大臣とよく御相談をしながら、地域をマネジメントするにふさわしい組織というものはつくっていかねばならないと思っております。

○宮腰委員 大臣、今、JA のことについてお話しになりました。私も、産業政策、農業の担い手としての JA の役割、そのほかに、よく大臣は、JA こそ地域の担い手とおっしゃるわけでありまして、両方あるんだろうと思っております。であります

ので、これからのあるべき姿をしっかりと見据えた上で、党内の議論を進めていかなければいけないというふうに考えております。

総務省もいろいろな事業をやっておいでになります。過疎集落等自立再生対策事業を創設いたしました。住民団体などが実施する集落維持、活性化の取り組みの支援を始めました。二十五年度補正十三億円、二十六年当初九億円であります。

また、地域での暮らしや生活機能を支える地域運営組織、RMO という余り耳なれない言葉でありますけれども、その実証研究が進められていると聞いております。これは、まち・ひと・しごとというよりも暮らしに着目をした、そういう事業だと思っておりますけれども、これは石破大臣が提唱されていた地域マネジメント法人とも関係が密接にあると思っております。

縦割りを排し、同じような事業に横串を刺すという創生本部の基本方針からすれば、この地域法人ということについて今後どのように事業展開をすべきと考えておられるのか、大臣から伺いたいと思っております。

○石破国務大臣 各省庁がいろいろなことを考えますが、では、総務省はこういうふうにご考慮、農水省はこのように考える、国土交通省はこのように考えるというふうにやりますと、地方にとっては何が何だかさっぱりわからぬというお話になってしまいます。それから、先ほど来答弁申し上げておりますように、地域をマネジメントする組織というものは、どういふものであるのかということについては、

横串を刺すというのか、そういう形で、地方が、まさしくこういうものがあつていいのだと。

では、それに対する財政的な支援はどうなのか、それが税においてどのように取り扱われるかということ、確かに総務省の管轄になりますが、これこそまさしく、縦割りを排して、このような組織をつくるのだという考え方をなるべく早く取りまとめたかと思っております。法的措置が必要であれば、国会で御同意を得て法的な措置を講じなければなりません。

○宮腰委員 今回のまち・ひと・しごと、特に仕事に關係する部分は、この地域再生法改正案の中に一部含まれております。

この改正は、主として地域再生計画の枠組みの変更ということでありまして、各種手続のワンストップ化あるいは地方からの提案制度の創設が改正内容に含まれております。そのほかに、地域の特性に応じた使い勝手のよい新たな交付金の創設、いろいろ議論になっております。税制措置、国の職員の派遣あるいはシティーマネジャー制度なども検討をされております。今回、農地法、農振法の特例ということで、六次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例も含まれているわけでありまして。

そこで、もう時間がないので最後の質問にさせていただきます。地方六団体の方から、総合的な土地利用の調整を行う権限を地域の実情をよく知る市町村が持つべきであると主張しておいでになります。総合的な土地利用の調整ということであれば、これは都市計画法上の線引き

なども含めた権限の問題であるのかどうか、必ずしも地方団体の主張は明確ではありません。

地域再生法は、地域の自主的な取り組みを推進する目的で制定された枠組みであります。認定市町村が、知事の同意を得て、地域農林水産業振興施設整備計画を定めることとしております。改正案では、この施設整備計画の中に農用地を含めた場合に、計画用地については農用地区域から除外、農地転用は許可されたものとみなすこととされており

ます。この地域再生法の枠組みの中で市町村が土地利用の調整を図っていくことが適当だと私は考えているわけでありませうけれども、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○石破国務大臣 今回の地域再生法の改正案につきまして、今委員から御紹介をいただいたとおりでございます。

土地利用の調整全般において主体がどうあるべきかというのは、確かに地方分権のあり方の御議論でございます。したがって、各地域が地域の再生を進めるに当たって必要とする新たな措置につきまして、今回、地域から国への提案制度を改正法案に入れたところであります。そうすると、その地域が活性化していくためにそれがどういうような意味を持つものであるのかということについて、地域でよく御検討いただき、御提案をいただきたいと思います。

これは、もう日本の農地のあり方をどのようにしていくべきなのか、それぞれの地域が責任を持つと言いますが、国全体で一体どれだけの農地が

必要であり、これから農地のあり方の高度化、利用の高度化というものをどのように考えるかということは、やはりこれは、予定調和みたいな話ではなくて、地域がどのようにしてそれを立案し、どのように責任を持ち、地域が活性化するとともに、国において必要な農地が確保されるという、両方満足するものでなければなりません。

ですから、どっちがやるとかどっちがやらないとかそういう話ではなくて、国全体の政策目標を共有しながらどのようにして調和をさせていくかということについて、さらに検討を進めて答えを出したいと考えております。

○宮腰委員 終わります。どうもありがとうございます。